

仕 様 書

1 件名

安佐北区総合福祉センター二酸化炭素容器弁整備業務

2 実施場所

広島市安佐北区可部三丁目19番22号 安佐北区総合福祉センター

3 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務概要

業務は、安佐北区総合福祉センターの二酸化炭素消火設備について、劣化した二酸化炭素容器弁の交換等を行うものである。(既設容器のガス抜き及び廃棄を含む)。

5 該当設備 (設備の設置場所は「別紙図面」による)

No.	名 称	型式等	設置時のメーカー	設置年	数量
1	二酸化炭素ガス容器	87L/58 kg 容器弁 よ-049	川重防災工業 株式会社	平成11年	14本
2	起動用二酸化炭素ガス容器	EA型 1L /0.65 kg	川重防災工業 株式会社	平成11年	2本

6 取替品

No.	名 称	規格	数 量	条 件
1	二酸化炭素ガス容器	87L/58 kg 容器弁 よ-049	14本	新品
2	起動用二酸化炭素ガス容器	EA型 1L/0.65 kg	2本	新品

7 業務内容

- (1) 前記5の容器内の二酸化炭素ガス抜きを行い、撤去した容器等を適正に処分する。
- (2) 前述5の整備後、当該設備の作動調整、機能確認を行う。
- (3) 消防法に基づく着工届、設置届等及び広島市火災予防条例に基づく防火対象物使用開始届等、広島市安佐北消防署との協議及び届出等、その他一切の事務処理を行う。

8 留意事項

- (1) 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（令和6年4月1日改正）その他関係諸法を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- (2) 受注者は、委託業務を履行するに当たり、消火設備が使用できなくなるため、消火器を配置

するなど、適切に計画すること。また、消防機関へ業務履行中の消防計画作成届出書・安全計画書等を提出すること。

- (3) 受注者は、現場の整理整頓に努めるとともに、事故防止に万全を期さなければならない。
- (4) 受注者は、業務を実施するうえで必要がない施設等には、無断で立ち入ってはならない。
- (5) 受注者は、その責めに帰すべき理由により装置等を毀損したときは、受注者の責任において原状復旧しなければならない。
- (6) 受注者は、業務の実施に当たっては、点検の実施時期、作業方法等について本市及び安佐北区総合福祉センターの施設維持管理担当と事前に協議を行ったうえで決定するものとする。
- (7) 受注者は、業務の実施に当たっては、消防設備士（甲種又は乙種第3類）の有資格者を従事させるものとする。
- (8) 受注者は、官公庁への手続きについては、本市の承諾を得たうえで遅延なく行うこと。

9 報告事項等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書を提出し、本市の承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ本市に対し、現場責任者及び従事者の氏名等を報告しなければならない。現場責任者及び従事者に変更があったときも同様とする。
- (3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、業務終了後速やかに2部提出し、本市の履行確認の検査を受けるものとする。
- (4) 業務実施状況を写真撮影し、委託業務実施報告書とともに2部提出するものとする。
- (5) 受注者は、回収された既存薬剤の処理状況が確認できる書類（産業廃棄物管理票等）を添付すること。

10 費用の負担等

業務を行うために要する費用のうち電気料及び水道料の負担は求めないが、その使用に当たっては、極力効率的に使用するよう努めるものとする。

11 受注者の遵守事項

- (1) 受注者は、本市及び安佐北区総合福祉センターの施設維持管理担当と緊密に連絡を取り、業務の円滑な履行に努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、当該施設の来館者等に十分な配慮をしなければならない。

12 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、本市及び受注者で協議して定めるものとする。